# 4. 共同実施(JI)の活用

# 4-1. 全体の流れ

事業者等が投資国のJIプロジェクト参加者として、他の先進国(附属書 I 国)内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づくクレジットであるERU(Emission Reduction Unit)の発行を決定するまでの手順は、20~21ページのようになる。ホスト国がJIの参加資格を有しているかどうかによって、2つの手順に分かれる。

## 第1トラックと第2トラックについて

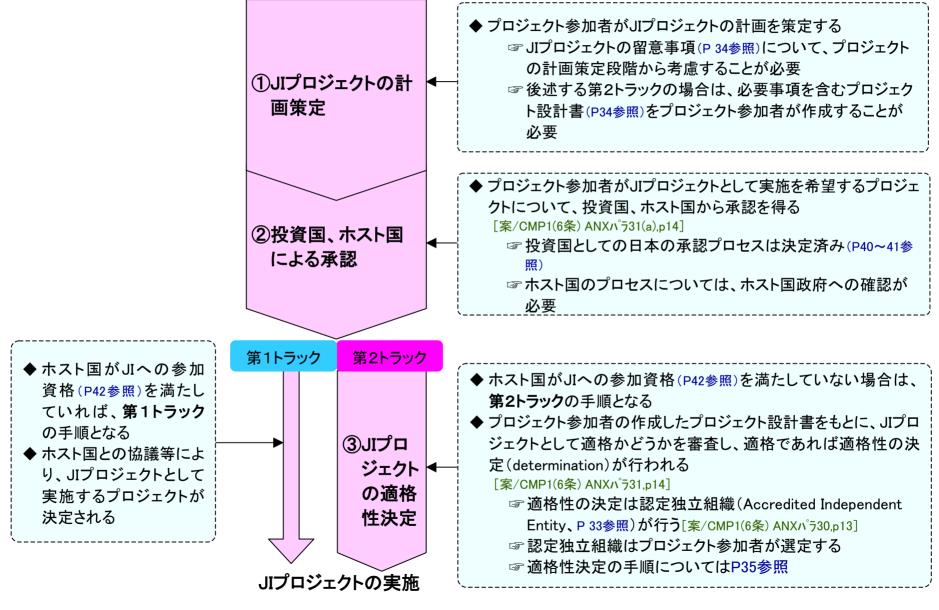
- ◆ JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格(主に、自国の排出量・吸収量を正確に算定できること、排出枠の管理を行う国別登録簿を整備していること等(P42参照))を有しているかどうかによって、ERU(Emission Reduction Unit)の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる
- 【**第1トラック**】 ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる[案 /CMP1(6条) ANXパ<sup>\*</sup>ラ23,p13]
  - ☞ JIプロジェクトは、数値目標が設定されている先進国間での排出枠の取得・移転であり、先進国全体としての総排出枠の 量を変えるものではないため、追加的排出削減量についてはホスト国が決めてよいことになっている
- 【第2トラック】ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順が必要となり、第三者機関が関与する[案/CMP1(6条) ANXパラ24,p13]
  - ☞ ホスト国に自国の排出量や排出削減量(又は吸収増大量)の決定が正確に行えないと見なされるため、第三者機関が関与し排出削減量を決定する
  - ☞この場合であっても、決定された排出削減量に基づいてホスト国がERUを発行・移転するためには、①ホスト国が京都議 定書の締約国であること、②初期割当量を算定していること、③国別登録簿を整備していることが必要
  - ☞ ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していても、ホスト国の判断によって第1トラックではなく、第2トラックを選択することも可能[案/CMP1(6条) ANXパラ25,p13]

### 参考: JIの各種ルールの見直し[案/CMP1(6条) パラ8,p6]

- ☞JIの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく
  - ⇒最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
  - ⇒見直しは、6条監督委員会(P32参照)、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う
  - □各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない

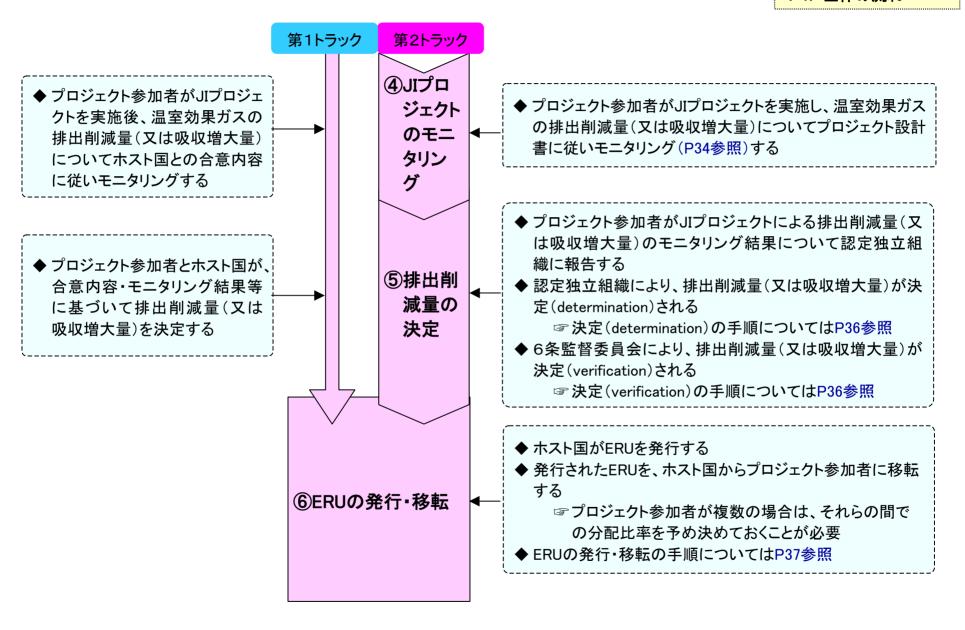
## 4. 共同実施(JI)の活用

### 4-1. 全体の流れ



## 4. 共同実施(JI)の活用

#### 4-1. 全体の流れ



## 4-2. JIの関連組織

### 【第1トラック、第2トラック共通】

COP/MOP<sup>※</sup>(京都議定書の締約国会議) ※COPはConference of Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、京都議定書第6条(JI)の実施に関してガイダンスを与え、6条監督委員会 (Article 6 supervisory committee)に対して権限を行使する[案/CMP1(6条) ANXパラ2,p8]

## 【第2トラック】

## 6条監督委員会(Article 6 supervisory committee)

◆ JIプロジェクトの第2トラックにおける実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある(CDMにおけるCDM理事会に相当する(P10参照))

[案/CMP1(6条) ANXパラ3,p9]

- ☞ JIプロジェクトの排出削減量の決定を行う
- ☞認定基準(P33参照)に従って、認定独立組織(Accredited Independent Entity)を認定(accreditation)する
- ☞認定独立組織の認定基準・方法について、CDM理事会における検討状況 を考慮に入れて見直し、COP/MOPに勧告を行う
- ☞ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、ベースライン(CDMと同様、P14参照)設定、排出量のモニタリング(CDMと同様、P15参照)方法について見直す
- ☞ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、JIプロジェクト設計書(P34 参照)の詳細化を行う 他
- ◆ 6条監督委員会は第1回COP/MOPで設立する[案/CMP1(6条) パラ3,p6]
  - ☞ 6条監督委員会の運営に必要な経費は、投資国、ホスト国、JIプロジェクト参加者の負担となる[案/CMP1(6条) パラフ,p6]
    - ⇒ 詳細は第1回COP/MOPで決定する予定

## 参考: 6条監督委員会の構成

[案/CMP1(6条) ANXパラ4~8,p9]

- ☞委員は10名(附属書 I 国のうち経済移行諸国3名、 それ以外の附属書 I 国3名、非附属書 I 国2名、 島嶼国1名)
  - □ 10名のうち附属書 I 国から6名、非附属書 I 国から4名
- ☞委員の任期は2年(立ち上げ期は5名が3年、残り 5名は2年が任期)、任期は最長2期まで
- ☞毎年、委員の中から議長、副議長を選ぶ
- ☞議長と副議長は、附属書 I 国から1人、非附属書 I 国から1人とする
- ☞議長と副議長は、毎年、附属書 I 国の委員と非附属書 I 国の委員とが交替で就任する
- ☞ COP/MOPはそれぞれの委員の代理を選出する

## 参考: 6条監督委員会の開催・議決

- ☞年に2回以上開催[案/CMP1(6条) ANXハ°ラ9,p10]
- ⇒定足数は、附属書 I 国から4名以上、非附属書 I 国から3名以上が出席し、全体で3分の2(7名) 以上の出席[案/CMP1(6条) ANXパラ14,p11]
- 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には出席者の4分の3の多数決にて決定「案/CMP1(6条) ANXパラ15.p11]
- ☞6条監督委員会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能[案/CMP1(6条) ANXパラ18,p11]

4-2. JIの関連組織

### 【第2トラック】

## 認定独立組織(Accredited Independent Entity)

- ◆ JIプロジェクトの第2トラックにおける実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある(CDMにおける指定運営組織に相当する(P11参照))
  - ☞プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、JIプロジェクトとして適格かどうかを審査し、適格であると判断すれば適格性の決定(determination)を行う[案/CMP1(6条) ANXパラ33,p14]
    - ⇒マラケシュ合意原文では、第2トラックのJIにおける適格性決定からERUの発行に至る全般のプロセスについて verificationといっており、CDMにおける検証と同じ単語を使っている
  - ☞ 実施されたJIプロジェクトによる排出削減量を決定する[案/CMP1(6条) ANXパラ37,p15]
- ◆ 認定独立組織は、6条監督委員会から認定(accreditation)を受けることで、JIに関する業務を行える
  - ☞ 認定独立組織として認定されるためには、主に以下のような基準がある(CDMにおける指定運営組織の<u>認定基準</u>に 準拠している) [案/CMP1(6条) APX-A,p16]
    - ⇒法人(国際機関含む)であること
    - ⇒ 認定独立組織として、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること
    - ⇒信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること 他
- ◆ あるJIプロジェクトについてプロジェクト参加者が認定独立組織を選定する場合、当該機関が、当該プロジェクトと利害関係がないことを証明することが必要[案/CMP1(6条) APX-Aパラ2,p17]
  - ☞ 認定独立組織が大きな組織の1部門であって、他の部門がJIプロジェクトの資金調達や開発等に関与していたとして も、それらの部門同士で利害関係がないことを証明できれば可

## 参考: <u>認定独立組織の認定取消[案/CMP1(6条) ANXパラ42,p15](JIプロジェクトへの影響についてはP37参照)</u>

- ☞6条監督委員会が実施する再審査の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、6条監督委員会は当該認定独立組織の認定の一時停止・取 消を行う
  - ⇒ 一時停止・取消の前に、当該認定独立組織に対し、聴聞の機会が与えられる
  - ⇒ 一時停止・取消を行う場合、当該認定独立組織に対し書面で通知するとともに、公表される

# 4-3. JIプロジェクトの計画策定

### 【第1トラック、第2トラック共通】

- ◆ JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
  - ☞ 原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控えることとされている[決16/CP7 前文, p5]
  - ☞ 吸収量増大プロジェクトの対象活動は京都議定書3条3項及び4項(P52参照)に係るものに限定[案/CMP1(6条) パラ4,p6] 
    ⇒ただし、森林経営によるクレジットについては、ホスト国側に発行量の上限がある(P43参照)
- ◆ JIに参加する国は、プロジェクト承認の担当組織、承認手順、ガイドラインを条約事務局に報告することが必要[案/CMP1(6条) パラ20,p11]
- ◆ JIプロジェクトからのERUの発行は、2008年(第1約束期間の開始年)以降であるが、JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年時点で開始されているプロジェクト[案/CMP1(6条) パララ, p6]
  - ☞「開始」の定義は、特定されていない

### 【第2トラック】

- ◆ JIプロジェクトとして適格性が決定されるためには<u>プロジェクト設計書</u>を作成 することが必要
  - ☞ JIのプロジェクト設計書の詳細は、6条監督委員会が、CDMのプロジェクト設計書(P13参照)を考慮して検討を行い、COP/MOPで審議される [案/CMP1(6条) ANXパラ3(c),p9]
  - ☞ ベースライン設定、モニタリング計画、環境影響分析(又は環境影響 評価)を含んでいることが必要[案/CMP1(6条) ANXパラ33(c)(d),p14]
- ◆ ベースライン設定、モニタリングの基準、報告の指針については、6条監督 委員会がCDM理事会での検討を基に見直し等を行っていくことになっている

## ベースラインの設定

- ◆ JIのベースラインの設定に際しては、以下のようなことが必要 「案/CMP1(6条) APX-Bパラ2.p18]
  - ☞ 個別のプロジェクト毎に設定するか、又は複数の類似プロジェクト に適用可能な排出係数を用いる
  - ☞ ベースラインの設定を、手法・前提・方法・変数・データ出所・重要 な要因の選択について透明性があること
  - ☞ ホスト国の政策・状況(例:産業政策、エネルギー事情、発電所立 地計画、経済状況等)を考慮すること
  - ☞プロジェクトの範囲外の活動の縮小によるERUは含めないこと 等

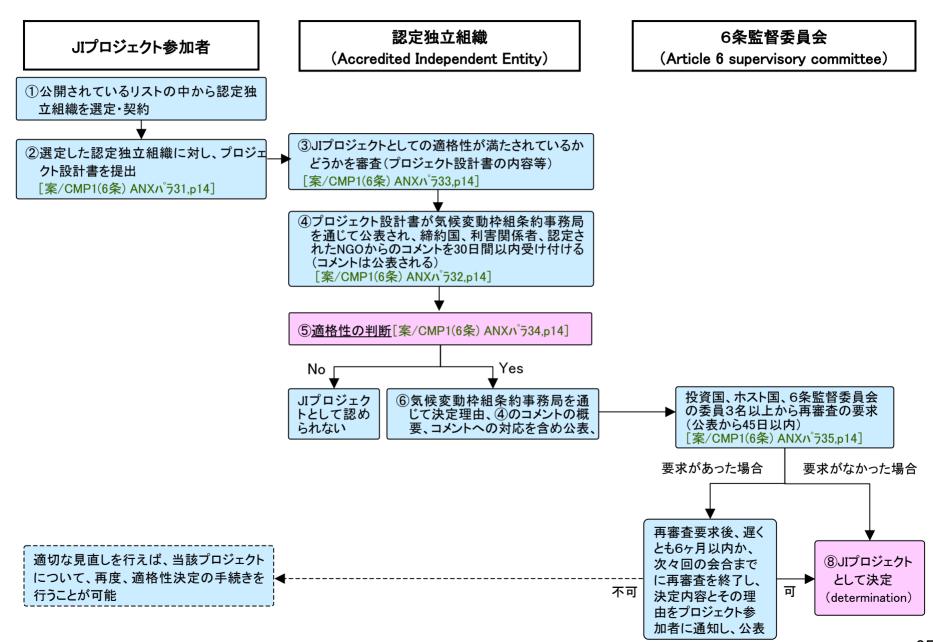
## モニタリング計画

◆JIのモニタリング計画には以下のような事項が含まれていることが必要

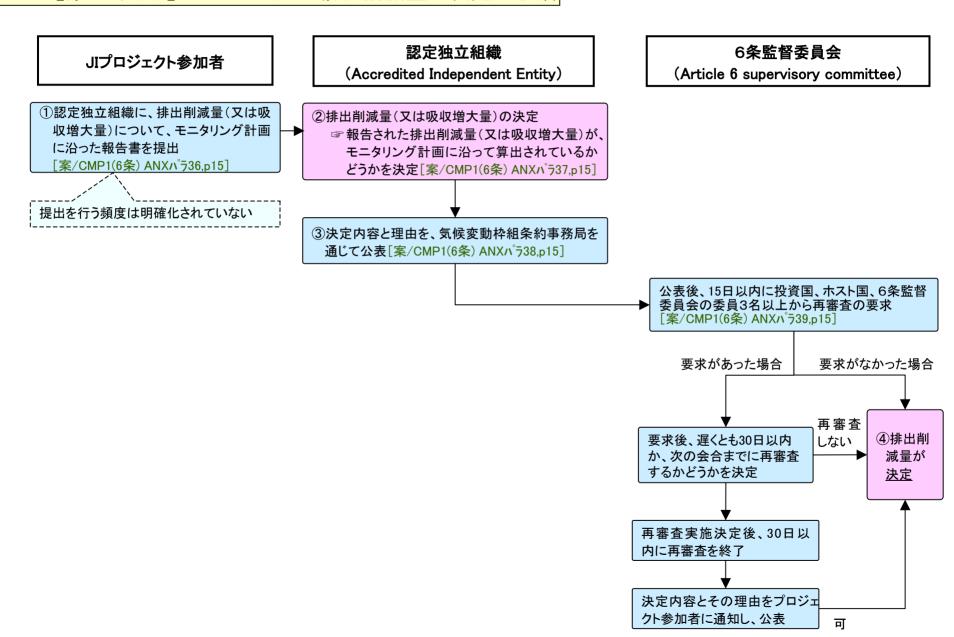
#### [案/CMP1(6条) APX-Bn°74,p19]

- ☞ クレジット期間におけるプロジェクト境界(P15 参照)内の、温室効果ガス排出量・吸収量の計測・推測、及びベースラインを設定するために必要な全ての関連データの収集・保管
- ☞リーケージ(P15参照)効果による、クレジット期間におけるプロジェクト境界外での温室効果ガス排出増加量・吸収減少量データの収集・保管
- ☞環境影響分析・評価に関する情報の収集・ 保管
- ☞ モニタリング・プロセスの品質保証、品質管 理のための手続き
- ☞ JIプロジェクトによる排出削減量・吸収増加 量の定期的な算出や、リーケージ効果の把 握のための手続き 等

# 4-4. 【第2トラック】JIプロジェクトの適格性決定の手順



# 4-5. 【第2トラック】JIプロジェクトの排出削減量の決定の手順



## 4-6. ERUの発行・移転の手順

①ホスト国が、自国のAAU又はRMU を、ERUに転換する

「案/CMP1(7条4項)ANXパラ29,p63]

②ERUをホスト国からJIプロジェクト 参加者に移転する

> ERUの活用についての 留意事項はP43、44参照

- ◆ERU発行量に応じたホスト国のAAU又はRMUが減少する
  - ☞ 排出削減量(又は吸収増大量)とERU発行量との関係について、予めホスト国と合意しておくことが必要
- ◆ERUをプロジェクト参加者に移転する
  - ☞ プロジェクト参加者が事業者の場合、国別登録簿に当該事業者の口座が開設されていることが必要(日本での開設手順は未定)
- ◆(必要に応じて)JIプロジェクト参加者の間でERUを分配する
  - ☞ プロジェクト参加者が複数の場合は、それらの間での分配比率を予め決めておくことが必要
  - ☞ 公的資金を活用している場合、政府との分配比率を予め決めておくことが必要
- 参考: 認定独立組織の認定の一時停止・取消による既存の<u>JIプロジェクトへの影響</u>[案/CMP1(6条) ANXパラ43~45,p16] (認定独立組織の指定停止についてはP33参照)
- ☞ 第2トラックのJIプロジェクトの適格性決定、排出削減量(又は吸収増大量)の決定を実施した認定独立組織が認定の一時停止・取消となっても、既存 プロジェクトの決定事項に関して重大な欠陥がない限り、当該プロジェクトに対する影響はない
  - ⇒「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞重大な欠陥があった場合、6条監督委員会が指定する別の認定独立組織が、欠陥の再審査・訂正を実施する
  - ⇒ 再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された独立組織が負担する
- ☞再審査の結果、過剰なERUが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された独立組織が、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当するAAU又はERUを取得し、ホスト国の取消口座(cancellation account)に入れなければならない
- ☞当該認定独立組織の認定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

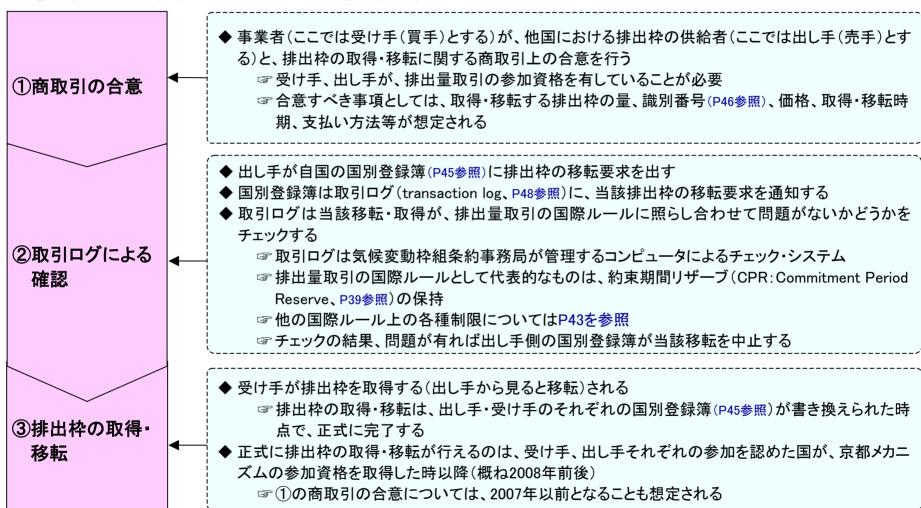
## 日本がJIプロジェクトのホスト国となる場合

- ◆ JIでは、日本がホスト国となる場合もあり得るが、その場合、「4. 共同実施(JI)の活用」で記載したホスト国の扱いと同したなる
  - ☞ 日本が京都メカニズムの参加資格を満たしているかどうかで、第1トラックと第2トラックに分かれる
- ◆いずれの場合についても、日本における具体的な手続きは未定

# 5. 排出量取引の活用

## 5-1. 全体の流れ

排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意で明確に規定されている訳ではないが、事業者が排出量取引を活用して排出を取得するまでの手順は、以下のようになると想定される。

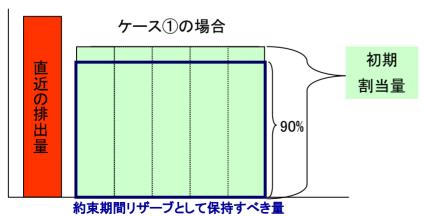


参考: 排出量取引の各種ルールの見直し[決18/CP7 パラ2,p50]

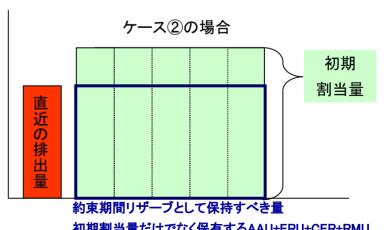
- ☞CDMの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく
  - ⇒最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
  - ⇒見直しは、CDM理事会(P10参照)、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

## 5-2. 約束期間リザーブ

- ◆ <u>約束期間リザーブ(CPR: Commitment Period Reserve)</u>とは、排出量取引において先進国(附属書 I 国)が排出枠を売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している総排出枠を越えてしまう(数値目標の不遵守)ことを防ぐことを目的としている
- ◆ 排出枠の移転量を制限するために、締約国は、以下のうちいずれか低い量の排出枠(AAU、ERU、CER、RMUの合計)を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要(下図参照) [案/CMP1(17条) ANXパラ6~7,p54]
  - ☞ <ケース①>初期割当量の90%(日本の場合、[基準年排出量×94%×5年分]の90%)
  - ☞ <ケース②>直近の報告における国の排出量の5倍
    - ⇒ 日本の場合は、最近の排出量が基準年排出量を上回っているため、ケース①が適用されることが想定される
    - □ ロシア等は、最近の排出量が基準年排出量を下回っているため、ケース②が適用されることが想定される
    - ⇒ケース②の場合、毎年、排出量が報告されるたびに、約束期間リザーブとして保持すべき排出枠の量は変動することになる
- ◆ ある排出量取引に伴う一定量の排出枠の移転(販売)によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない[案/CMP1(17条) ANXパラ8,p54]
- ◆ ケース②で排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき排出枠の量が変動し、結果として保有している排出枠が保持すべき 量を下回った場合等には、当該国は気候変動枠組条約事務局からの通報を受ける[案/CMP1(17条) ANXパラ9,p54]
  - ☞ 当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要
- ◆ 第2トラックによる共同実施(JI)によるERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない [案/CMP1(6条) ANXパラ41,p15] [案/CMP1(17条) ANXパラ10,p54]



初期割当量だけでなく保有するAAU+ERU+CER+RMU の合計(総排出枠)が超えていればいい



初期割当量だけでなく保有するAAU+ERU+CER+RMU の合計(総排出枠)が超えていればいい

# 6. 投資国としての日本のCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

事業者が京都メカニズムを活用しようとする場合、特にCDM/JIプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスの概要は以下のようになっている。(詳細は、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html参照)

### プロジェクト承認の申請者

### ①プロジェクト設計書(P13参照)を作成(英語)

- ②日本政府に提出する承認申請書を作成(日本語及び英語)
  - ☞申請書の様式は、①で作成したプロジェクト設計書の内容を 抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能となっている
  - ☞連絡会(右記参照)構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する(記入しなくても可)
  - ☞申請書の記入項目のうち、非公開を求める部分があれば、 その旨記入する
- ③承認申請書及び必要な添付書類の提出
  - ■連絡会構成省庁のいずれかの申請窓口に提出する

### 京都メカニズム活用連絡会(連絡会)

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会(幹事会)の下に設置
- ☞ メンバーはCDM/JIに関わりの深い以下の省庁の課長級
  - □ 内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省
- ☞ 事務局は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

#### ④連絡会による承認申請書の受理

- ☞申請を受理した省庁は、その写しを全ての連絡会構成省庁に送付する
- ☞申請者の意向を踏まえた上で、プロジェクト支援担当省庁を決定する
  - ⇒ プロジェクト支援担当省庁は、承認手続きの事務を行うとともに、 プロジェクトの開始からクレジットの発行に至るまでの進捗状況の 把握及び側面支援を行う
  - ⇒ 加えて、外務省は在外公館との連絡、プロジェクト期間におけるホスト国及び関係国際機関等との外交的手続き・交渉等の必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、行う

#### ⑤プロジェクト支援担当省庁による審査

- ☞プロジェクト支援担当省庁が承認基準に従い審査
  - ⇒ 主な承認基準は、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反していないかどうか
  - ⇒ 指定運営組織やCDM理事会が行うような審査ではない
- ☞ CDMにおいて公的資金が含まれており、申請者が「ODAの流用でない」 旨の確認を求めている場合、プロジェクト支援担当省庁が当該資金を拠 出した公的機関に対し、それがODAか否か確認する
  - ⇒ ODAである場合、外務省に対して、それがODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を連絡会に報告する



## 6. 投資国としての日本のCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

#### 京都メカニズム活用連絡会(連絡会) プロジェクト承認の申請者 前項からの続き ⑥連絡会によるプロジェクトの承認又は不承認の決定 ☞プロジェクト支援担当省庁の審査結果を踏まえて決定する ⇒ ODAが含まれている場合には、外務省の確認も踏まえる ☞ 連絡会は、個別プロジェクトの承認結果について幹事会に報告する。 寧 幹事会は、推進本部に対して報告する 不承認の場合 承認の場合 プロジェクト支援担当省庁より、 ◆承認は可能な限り迅 不承認となった案件でも、不承認となった理由を踏まえて申請 申請者に対して、不承認となっ 速に行うこととし、今 書を修正した際には、再度申請することが可能 た理由とともに文書で通知 後、実際に行われる 承認手続きに要する 期間等に鑑みて、標 ⑧承認後の事後報告 準処理期間を定める 次の事項については、プロジェクト支援担当省庁に対して、 ◆連絡会における報告、 協議及び決定につい 関係書類を添えた事後報告が必要 (7)プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付 ては、迅速な対応を ⇒ 申請書記入事項の重大な変更があった場合 ☞レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名に 図るため、必ずしも会 ⇒ プロジェクトを中止した場合 よる和文と英文による 議の開催を要せず、 ⇒ ホスト国による承認を受けた場合 電子メール等による ⇒ 第三者機関によるプロジェクト審査報告書 対応を可能とする ⇒ プロジェクトがJI又はCDMとして認められた場合 ▷ クレジットが発行・移転された場合

### 参考:国別登録簿(P45参照)の整備

- ☞京都メカニズムの体制整備の一環として、地球温暖化対策推進本部の決 定により、経済産業省及び環境省が共同で国別登録簿を整備し、運営管 理を行うこととなっている
  - □ 両省は、国別登録簿の内容について連絡会に報告する

# 7. 京都メカニズム活用に際しての留意事項

## 7-1. 京都メカニズムの参加資格

## 国の参加資格

- ◆ 先進国(附属書 I 国)が京都メカニズムを活用<sup>※</sup>するためには、以下に挙げる<u>京都メカニズムの参加資格</u>をすべて満たすことが必要[案/CMP1(6条) ANXパラ21,p12][案/CMP1(12条) ANXパラ31,p32] [案/CMP1(17条) ANXパラ2,p52]
  - ☞ 京都議定書の締約国であること
  - ☞ 初期割当量を算定し、算定に関する必要な補足情報を提出していること(P49参照)
  - 湿室効果ガスの排出量及び吸収量の算定が行える国内システムを整備していること
  - ☞ 直近の排出量及び吸収量目録(inventory)を毎年提出していること
    - ⇒うち、第1約束期間については排出量目録について内容審査に合格していること(P49参照)
  - ☞国としての排出枠保有量の管理を行うための国別登録簿(national registry、P45 参照)を整備していること 他

※ここで「活用する」とは、①排出量取引については排出枠の移転・取得を行うことを指す。②CDMについては、取得したCERを国が約束の履行に用いることを指す。CERの発行や取得には特に資格要件はない。③JIIについては、生じたERUを取得することを指す。自国で生じたERUを移転するための資格要件は、京都議定書の締約国であること、初期割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

## 事業者の参加資格

- ◆ 先進国(附属書 I 国)の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行(P20参照)・分配は、国が参加資格を有していなくても可能
- ◆ 事業者が京都メカニズムを活用して、排出枠の取得・移転を行うためには以下が必要
  - 当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること[案/CMP1(6条) ANXパラ29,p13][案/CMP1(12条) ANXパラ33,p33][案/CMP1(17条) ANXパラ5,p53]
  - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する排出枠を管理するための"法人用保有口座"(P45参照)が開設されていること
    - □具体的な日本の開設手続きは未定
  - ☞国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能
- ◆ 事業者が活用する場合でも、京都議定書の目標達成義務は国にある

#### 参考:国の参加資格の取得

- □国は参加資格を満たしていることを気候変動枠組条約の事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる
  - □ 16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加 資格を有することになる
  - ⇒ その後も毎年の排出量目録等に関し遵守委員会 執行部が資格を満たしていないと判定しない限り は、資格を有することとなる

[案/CMP1(6条) ANXパ¬22,p12][案/CMP1(12条) ANX パ¬32,p33][案/CMP1(17条) ANXパ¬3,p53]

- ☞「遵守委員会・執行部」の委員構成は以下の通り
  - ⇒ 委員は10名(国連方式の5地域代表の5名、附属書 I 国2名、非附属書 I 国2名、島嶼国1名)
     [決24/CP7 ANX-Vパラ1,Ad3-p68]
  - □ 国連方式の5地域とは、アジア、中南米・カリブ海、 東欧、西欧・北米、アフリカ
  - ⇒ 結果として、10名のうち附属書 I 国から4名、非 附属書 I 国から6名となる

#### 参考: 国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様)[決24/CP7 ANX-Xパラ4,Ad3-p76]
- ⇒参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う[決24/CP7 ANX-Xパラ2,Ad3-p73]
- 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断 しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞ 参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、条約事務局によって公開される[案/CMP1(6条) ANXパラ27,p13][案/CMP1(12条) ANXパラ34,p33] [案/CMP1(17条) ANXパラ4, p53]

# 7-2. 排出枠の取得量・発行量の上限

排出枠の活用に際しては、<u>国際ルール上の各種制限</u>がある。これらの制限は、京都メカニズムを活用しようとする国に対する制限であるが、事業者も間接的に影響を受けることが想定される。

## 京都メカニズム活用の補足性

- ◆ 京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている[決15/CP7前文,p2]
  - ☞ 京都メカニズムの活用(排出枠の取得)が定量的に制限されている訳ではない

## 吸収源活動CDMによるCERの取得量上限

◆ 吸収源活動のCDMプロジェクト(第1約束期間については新規植林・再植林に限定)によるCERについては、 基準年排出量の1%×5倍が取得上限

[決17/CP7 パラ7(b),p22][案/CMP1(7条4項)ANXパラ31,p63]

☞ 取得上限はネット(総取得量-総移転量)

## 森林経営の吸収源活動JIによるERUの発行量上限

- ◆ 吸収源活動の中で、森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている[案/CMP1(LULUCF) ANXパラ11,Ad1-p60]
  - ☞ 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森 林経営JIによるERU発行量の合計値に対して上限がある
- ◆ 新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行量の 上限はない

#### 参考:日本の吸収源活動CERの取得量上限

日本の基準年排出量(P1参照)は12億8523万t(CO<sub>2</sub>換算)となっている。したがって、(12億8523万t)×(1%)×(5年)=6426万t-CO<sub>2</sub>が、第1約束期間の日本の吸収源活動CER取得の上限となる。

#### 参考:日本の森林経営によるクレジットの発行量上限

日本の森林経営によるクレジットの発行量上限は、マラケシュ合意 (P2参照)において 1300万t(C換算) / 年となっている [案/CMP1(LULUCF)ANX APX,Ad1-p63]。したがって、4767万t(CO $_2$ 換算) × (5年) = 2億3833万t-CO $_2$ が、第1約束期間の日本の森林経営の吸収源活動によるクレジットの発行量の上限(JIによるものを含む)となる。